

## 西宮市の水道水の放射性物質測定結果(平成28年度)

採水日	試料	セシウム134	セシウム137	ヨウ素131
平成28年 4月11日	丸山浄水場 浄水	不検出 (検出限界値 0.6 Bq/kg)	不検出 (検出限界値 0.7 Bq/kg)	不検出 (検出限界値 0.8 Bq/kg)
平成28年 7月4日	丸山浄水場 浄水	不検出 (検出限界値 0.7 Bq/kg)	不検出 (検出限界値 0.6 Bq/kg)	不検出 (検出限界値 0.7 Bq/kg)
平成28年 9月5日	鳴尾浄水場 浄水	不検出 (検出限界値 0.7 Bq/kg)	不検出 (検出限界値 0.8 Bq/kg)	不検出 (検出限界値 0.8 Bq/kg)
平成28年 10月3日	丸山浄水場 浄水	不検出 (検出限界値 0.8 Bq/kg)	不検出 (検出限界値 0.7 Bq/kg)	不検出 (検出限界値 0.8 Bq/kg)
平成29年 1月16日	丸山浄水場 浄水	不検出 (検出限界値 0.8 Bq/kg)	不検出 (検出限界値 0.8 Bq/kg)	不検出 (検出限界値 0.7 Bq/kg)
平成29年 3月6日	鳴尾浄水場 浄水	不検出 (検出限界値 0.7 Bq/kg)	不検出 (検出限界値 0.7 Bq/kg)	不検出 (検出限界値 0.7 Bq/kg)

※「不検出」とは、測定値が検出限界値を下回っていることを表します。

※「検出限界値」とは、測定装置により測定対象物質が存在していることが分かる最低の濃度を表します。

・測定方法:水道水等の放射能測定マニュアル(厚生労働省健康局水道課 平成23年10月)

・管理目標値:放射性セシウム(134及び137の合計) 10 Bq/kg

(平成24年3月5日付け健水発第0305号厚生労働省水道課長通知)

・緊急時防護措置における飲食物摂取制限に係る基準値 :放射性ヨウ素 300 Bq/kg

:放射性セシウム 200 Bq/kg

(平成25年9月5日改正原子力災害対策指針)